

## 別 紙

### <作成にあたっての注意事項>

- 1 今回の所要額調査の対象事業は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業分です。  
※その他の対象事業につきましては、令和4年7月の所要額調べにて照会しましたので、今回は対象外とします。
- 2 この補助金は単年度事業であるため、2か年事業は認められません。
- 3 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和4年度実施予定の事業を重複して申請することはできません。
- 4 別紙「作成にあたっての注意事項」、補助内容については、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（最終改正：令和3年8月26日）及び別表6を参考にしてください。

※期間が短いため、協議の希望がある事業所については、まず高齢者福祉課指導監査係（水野）までご連絡をいただき、10月20日（木）午後1時までに必要書類の提出をお願いします。（時間厳守）

また、メールにて提出する際には、送信後必ず電話にて送信した旨をご連絡ください。

※今回の調査をもって、当該補助金の交付が確約されるものではありませんので、ご承知おきください。

<問い合わせ先・提出先> 瀬戸市役所高齢者福祉課指導監査係（水野）

電 話：0561-88-2623      メール：koreisha@city.seto.lg.jp